

令和3年度 複数法人による集合研修開催支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、富山県外国人介護人材受入支援事業費補助金交付要綱に基づく複数法人による集合研修開催支援事業について、令和3年度の実施に当たり必要な事項を定める。

2 事業の内容

- (1) 補助対象者が、県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人（以下「研修対象者」という。）の介護技能及びコミュニケーション技術の向上を目的として実施する集合研修にかかる経費を助成する。
- (2) 集合研修の実施にあたっては、複数の事業所や周辺地域のその他の法人で就労する研修対象者を対象とすること。

3 補助対象となる期間

補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

4 交付申請

(1) 申請時期

要綱第5条に規定する交付申請は、様式第1号の2を使用し、別表に定める日までに提出して行うものとする。

(2) 添付書類

交付申請書（様式第1号の2）には、次の書類を添付するものとする。

- ア 補助金所要額調書（様式1-1）
- イ 事業計画書（様式1-2）
- ウ 収支予算書（様式1-3）
- エ その他参考となる資料

5 事業計画書の作成

上記4（2）イの事業計画書には、以下のアからオまでの内容を記載すること。

ア 研修内容

研修内容は、介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定

着できるようにする観点から必要と考えられる内容（「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」、「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の理解」等）とすること。また、研修は講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。

イ 研修体制

研修講師は、外国人の介護職員を対象にして介護の領域の講義等を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組むこと。

また、研修対象者の入国年次等によって介護技能及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に、研修対象者数や個々の能力等を把握し、必要に応じてグループに分けて研修を行うなど、個々の能力に応じて効果的な研修体制を組むよう努めること。

ウ 研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にしておくこと。また、研修の開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

エ 研修期間

研修内容、研修体制等に応じた研修期間を設定すること。

なお、研修対象者への学習効果を向上することや、当該地域の研修対象者同士の交流機会を確保すること等の観点から、事業実施期間を通じて、定期的に複数回実施する方法も考えられる。

オ 研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。

なお、厚生労働省が補助事業により作成した「介護の日本語テキスト」や、同事業で開発・運営している介護の日本語学習に関する WEB コンテンツを、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等を有効に活用すること。

6 実績報告

(1) 申請時期

要綱第8条に規定する実績報告は、補助金の交付決定があった年度の3月末日又は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日のいずれか早い期日までに知事に提出して行うものとする。

(2) 添付書類

実績報告書（様式第2号の2）には、次の書類を添付するものとする。

- ア 補助金精算額調書（様式2-1）
- イ 事業報告書（様式2-2）
- ウ 収支決算書（様式2-3）
- エ その他参考となる資料

7 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は、別途協議して県が定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月17日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年度分の補助金から適用する。